

# 裁判官への署名 - 実施要領（趣旨と解説）

廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会

## 住民運動4年の取組を裁判に実らせるため、裁判官へのお願い署名にご協力を

### （趣旨）

#### 1．署名の目的

廃プラ処理公害をなくすため、地元住民はじめ多くの市民が公正な判断を求めていることを裁判官に一層知ってもらうためです。

多くの市民に私たちの訴えを理解してもらい、世論を広げるためにも署名活動をすすめます。これまでの運動を実らせるため、これから判決まで、署名を積み上げ裁判官に届けます。

#### 2．署名の仕方と提出について

署名は、署名用紙に、名前（フルネーム）と住所を書いて下さい。

署名は、賛同して頂ける方であればどなたでも結構です。とりわけ、地元地域及び4市（寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市）での署名に力を入れたいと思います。

署名は、第一回提出を、6月12日結審の日に、裁判所に行きます。

それに向け、各自治会、取組団体・個人は6月8日（日）までに事務局まで届けて下さい。なお、各自治会では、第一回提出時、人口以上の筆数を目標にして下さい。

### （解説）

#### （丸4年になる私たちの運動）

廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会の運動は、丸4年たちました。

健康と環境を守る当たり前の要求をかけた、2度の8万署名はじめ、市長、市議会、府知事、4市組合、環境大臣などに働きかけ、また4市組合施設の都市計画決定手続きに意見提出など様々な取組をしてきました。柳沢・東大教授、津田・岡山大学教授、真鍋医師、西川・神戸商船大名誉教授はじめ専門家の協力による調査、証言等が行われ、新聞、テレビなどマスコミ報道も行われています。

#### （裁判は6月12日結審を迎え、9月頃判決が予想されます）

しかしながら、行政による住民無視が続き、また仮処分が却下される中、あくまで地域の環境をまもり、健康被害を予防するため、2005年8月、イコール社と4市リサイクル施設組合を相手に、施設の建設・操業停止をもとめ本裁判に訴えました。この間、大法廷を中心に、専門家や原告住民による証言、及び相手側の証言が行われました。6月12日には結審が予定され、9月ごろ判決が予想されます。

#### （裁判の主な争点は、健康被害を認め健康と地域の環境を守ること、及び住民無視の行政を正すことです）

この間、イコール社が操業開始以来、眼、喉、呼吸器など粘膜症状、湿疹などが訴えられ、津田教授による疫学調査により、イコール社操業による健康被害の発生が立証され、また真鍋医師の検診によりシックハウス症候群同様の症状であることが証言されました。

当初の心配が現実になり、裁判の目的が、当初、「健康被害が発生する危険性が高いので、建設・操業を止めて欲しい」から、現在、「これ以上の健康被害を食い止め、健康と環境を守るため、2つの廃プラ施設の操業を止めて欲しい」という内容に変わりました。

以上